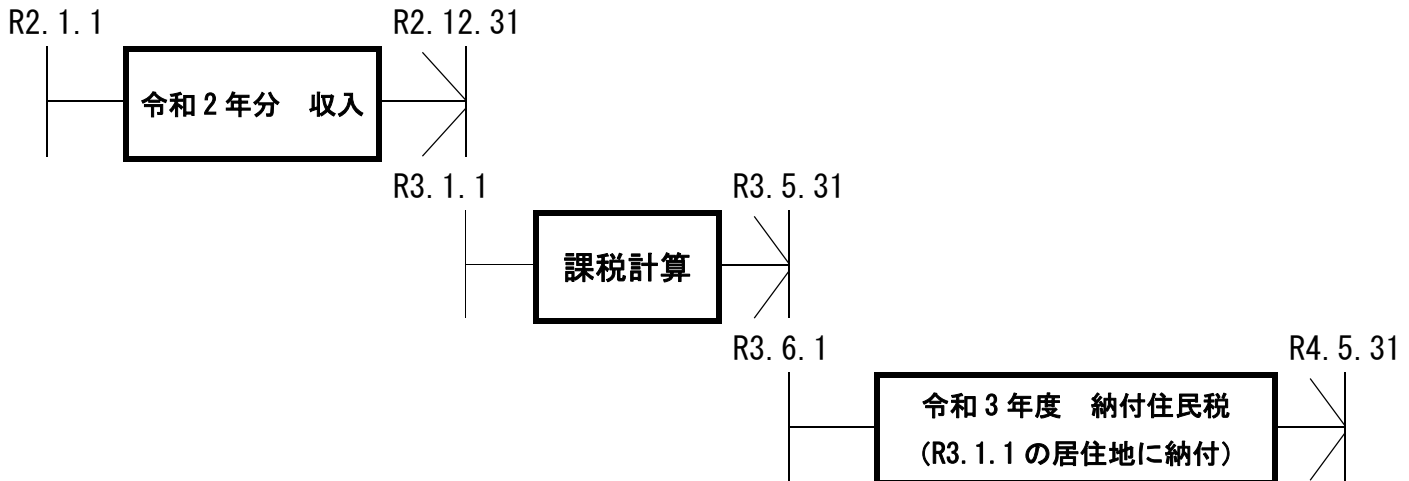


① 住民税とは・・・町民税と県民税を併せた地方税です。



② 納税先は・・・前年の1月1日から12月31日までに得た収入から計算した住民税を、その年の1月1日に住んでいる居住地に対して1年分納めます。



注) 〔自分で納付 6・8・10・1月末の4回
給与天引き 6月から5月までの12回
年金天引き 4・6・8・10・12・2の6回〕

※年内に居住地が変わったとしても、1年分は1月1日の居住地に納め続けます。

③ 住民税の種類・・・均等割と所得割があります。

均等割 6,000円
 (町民税3,500円+県民税2,500円)

前年の**所得**が下記金額を超える方に課税
 扶養0人・・・380,000円を超える方
 扶養1人・・・828,000円を超える方
 扶養2人・・・1,108,000円を超える方

所得割 前年所得の10%
 町民税 6%+県民税 4%

前年の**所得**が下記金額を超える方に課税
 扶養0人・・・450,000円を超える方
 扶養1人・・・1,120,000円を超える方
 扶養2人・・・1,470,000円を超える方

※上記扶養人数は、年少扶養(0歳から15歳の方)も含めます。

所得とは・・・

入ってきたお金(収入)から仕事に必要なお金(経費)を除いたものが所得です。サラリーマンなど給料制の方は経費がわかりづらいため、計算式に当てはめて算出します。

給与の場合・・・

給与収入 - 55万円 = 給与所得 (給与収入161万9千円未満の場合)

年金の場合・・・

65歳未満の方は 年金収入 - 60万円 = 年金所得 (年金収入130万円未満の場合)

65歳以上の方は 年金収入 - 110万円 = 年金所得 (年金収入330万円未満の場合)

※上記以外の収入の場合、税務課住民税係にお尋ねください。

例えば、扶養0人の主婦がパートで所得金額38万円(収入金額93万円-55万円)を超えると均等割6,000円が課税されます。